

(別添 5)

【買受人が再卸売を行う場合に締結】

長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務契約書 (案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正 (以下「売渡人」という。) と〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「買受人」という。) は、次の条項により、長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携契約を締結する。

(総則)

第 1 条 売渡人と買受人の双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(連携業務)

第 2 条 連携業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務
- (2) 業務の内容 売渡人と買受人が令和 9 年 (2027 年) 〇月〇日に締結した長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力受給契約により買受人が受給した電力のうち別表の連携小売電気事業者に再卸売することに関し、別添の長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務仕様書 (以下「仕様書」という。) に定める業務

(履行期間)

第 3 条 連携業務の履行期間は、令和 9 年 (2027 年) 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日 24 時までとする。

(再卸売手数料単価等)

第 4 条 再卸売手数料単価等は別表のとおりとする。

- 2 買受人は、月の初日から末日までの間において第 6 条により実施した業務に係る費用 (以下「再卸売手数料」という。) を別表に定める算定方法により算出することとする。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は〇〇〇円とし、長野県財務規則第 143 条第 3 号の規定によりその納付は免除する。ただし、買受人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として売渡人に納付することとする。

【契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合】

第 5 条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、買受人は売渡人に対し次の担保を提供する。

【契約保証金の納付を免除する場合】

第 5 条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、長野県財務規則第 143 条第 3 号の規定によりその納付は免除する。ただし、買受人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として売渡人に納付することとする。

(連携業務の実施方法等)

第 6 条 買受人は、別添の仕様書に基づき連携業務を実施しなければならない。

- 2 買受人は、前項の仕様書に定めのない事項については、売渡人の指示を受けなければならない。

- 3 買受人は、売渡人から請求があったときは、連携業務の進捗状況について売渡人に報告しなければならない。

(連携業務完了報告及び検査)

第7条 買受人は、各月の連携業務完了後、翌月10日までに地域新電力等連携業務完了報告書(別紙様式例)を売渡人に提出しなければならない。

- 2 売渡人は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(再卸売手数料の支払)

第8条 買受人は、前条の規定により検査に合格した後、売渡人に対し、適法な請求書により再卸売手数料を請求するものとする。

- 2 売渡人は、適法な請求書を翌月の10日(以下「請求期日」という。)までに受領したときは、請求書を受領した月の末日(金融機関休業日の場合はその翌営業日。以下同じ。)までに再卸売手数料を買受人に支払う。ただし、売渡人が請求期日を過ぎて請求書を受領した場合は、売渡人は、請求書受領日の翌日から起算して20日を経過する日までに再卸売手数料を買受人に支払う。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売渡人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 買受人は、連携業務のうち主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、売渡人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 売渡人又は買受人は、必要があると認めるときは、両者協議の上、契約内容を変更できるものとする。

(契約解除)

第12条 売渡人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 買受人が、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から売渡人が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、買受人がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条 売渡人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規

定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第14条 売渡人は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、買受人に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 売渡人は、買受人が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第15条 売渡人は、売渡人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 買受人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、買受人に損害が生じたときは、売渡人にその賠償を請求することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第16条 買受人は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日までの日数に応じ、契約保証金に10を乗じた額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を売渡人に支払わなければならない。

2 買受人は、第12条から第14条までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として売渡人に支払わなければならない。

3 売渡人は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 買受人は、第1項又は第2項の場合において、売渡人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても売渡人に支払わなければならない。

5 売渡人は、その責に帰すべき事由により、第8条第2項に定める期限までに再卸売手数料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請求金額に対し、遅延利息率を乗じて計算した金額を買受人に支払わなければならない。

6 売渡人は、売渡人の責に記すべき事由により、買受人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として買受人に払わなければならない。

（賠償の予約）

第17条 買受人は、第13条の各号のいずれかに該当するときは、売渡人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として売渡人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57

年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他売渡人が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(守秘義務)

第18条 売渡人及び買受人は、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合

(2) 売渡人が、買受人の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合（開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課す場合に限る。第3号において同じ。）

(3) 売渡人及び買受人が、売渡人及び買受人の弁護士、公認会計士、税理士等、売渡人及び買受人から委託を受けて本契約に係る業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）に対して開示する場合

(4) 接続請求電気事業者に対して開示する場合

- 2 前項本文の規定は、次の各号に該当する情報には適用しない。

(1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報

(2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報

(3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

- 3 本条に基づく売渡人及び買受人の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第19条 前条の規定にかかわらず、売渡人及び買受人が、本取引において売渡人を選定し紐づけられた需要家に対し、売渡人の発電所の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

- 2 売渡人は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。

- 3 売渡人は、買受人が自身の発電バランシンググループに対して必要な情報を開示することを承諾する。

(債権債務)

第20条 本契約の履行期間中の再卸売手数料その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

(準拠法、裁判管轄)

第21条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 売渡人及び買受人は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約に関連する契約)

第22条 売渡人及び買受人は、本契約のほか、契約の履行に関して必要な事項について、別途契約書、協定書又は申合書等を締結するものとする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、売渡人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、売渡人と買受人の双方は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年(2027年)〇月〇日

売渡人	住	所	長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
			長野県企業局
	職	・ 氏 名	長野県公営企業管理者 吉 沢 正

買受人	住	所	〇〇〇
	法	人 名	〇〇〇
	代表者職	・ 氏名	〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

別表（第4条関係）

再卸売先の 連携小売電気事業者の名称	再卸売手数料単価	予定再卸売電力量 (千 kWh)
	○円○○銭/kWh (うち消費税及び地方消費税 の額 ○円○○銭/kWh)	R 9 年度 ○○○
		R10 年度 ○○○
		合 計 ○○○

(注) 1 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
2 再卸売手数料単価の単位は、1 銭とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
3 消費税等相当額は、円未満切捨てとする。
4 消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

別紙様式例（第7条関係）

令和 年 月 日

長野県公営企業管理者
○○ ○○ 様

住 所
商号又は名称
代表者 印

地域新電力等連携業務完了報告書（令和 年 月分）

令和 年 月 日付けで契約した長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務について、令和 年 月分の業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 連携業務実施期間 令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで
- 2 連携業務実施内容

連携業務実施項目	再卸売電力量	再卸売手数料単価	金額(税込)
連携小売電気事業者への再卸売	○○○千 kWh	○円○○銭/kWh (うち消費税及び地方消費税の額 ○円○○銭/kWh)	○○○円

- 3 再卸売手数料 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(注) 買受人は、この様式例に準じ適宜、連携業務完了報告書を作成することができる。